

公開用

令和5年第1回

# 茅ヶ崎市議会臨時会議案

令和5年5月12日提出



目 次

議案第 3 3 号	専決処分の承認について -----	5
議案第 3 4 号	専決処分の承認について -----	1 0
議案第 3 5 号	専決処分の承認について -----	1 3
議案第 3 6 号	令和 5 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 2 号) -----	2 7
議案第 3 7 号	茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改 正する条例-----	4 8
議案第 3 8 号	固定資産評価員の選任について-----	4 9
報告第 6 号	専決処分の報告について-----	5 2
報告第 7 号	専決処分の報告について-----	5 3
報告第 8 号	専決処分の報告について-----	5 4



専決処分の承認について

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例（令和 5 年茅ヶ崎市条例第 15 号）について、急施を要したので、市長において専決処分したから承認されたい。

令和 5 年 5 月 12 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方税法の改正に伴い、長寿命化に資する大規模な改修を行ったマンションに係る固定資産税を減額するため課税標準となるべき価格に乗じる割合を定めるとともに、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない三輪以上の軽自動車の税率を軽減する種別割の特例措置を延長したため、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により提案する。

専 決 処 分 書

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

## 茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市市税条例（昭和25年茅ヶ崎市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第74条及び第76条の3中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第3条第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第18項を次のように改める。

18 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第4条第10項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以

内に提出することができなかつた理由

附則第17条から第19条までを削る。

附則第19条の2第3項中「附則第19条の5」を「附則第19条の2」に改め、同条を附則第17条とし、附則第19条の3を附則第18条とし、附則第19条の4から附則第19条の6までを3条ずつ繰り上げる。

附則第19条の7第3項を削り、同条を附則第19条の4とする。

附則第20条第1項中「第8項まで」を「第4項まで」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日まで」を「令和8年3月31日まで」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日まで」を「令和7年3月31日まで」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第21条第1項中「第8項まで」を「第4項まで」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(固定資産税に関する経過措置)
- 2 改正後の附則第3条の規定は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、

令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 3 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された改正前の附則第19条及び第19条の7第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 改正後の附則第20条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

専決処分の承認について

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（令和5年茅ヶ崎市条例第16号）について、急施を要したので、市長において専決処分したから承認されたい。

令和5年5月12日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、学校医等の公務災害に対する介護補償の額及び休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改めたため、地方自治法第179条第3項の規定により提案する。

専 決 処 分 書

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年茅ヶ崎市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「171,650円」を「172,550円」に改め、同項第2号中「75,290円」を「77,890円」に改め、同項第3号中「85,780円」を「86,280円」に改め、同項第4号中「37,600円」を「38,900円」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「6,245」を「6,340」に、「8,003」を「8,085」に、「9,608」を「9,640」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「5,263」を「5,340」に、「6,240」を「6,310」に、「6,900」を「6,925」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第12条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表の規定は、令和4年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

専決処分の承認について

令和 5 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第 1 号）について、急施を要したので、市長において専決処分したから承認されたい。

令和 5 年 5 月 12 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により提案する。

専 決 処 分 書

令和5年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）を次のとおり定める。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年4月17日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

## 令和5年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ328,648千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80,178,648千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。



# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		13,593,982	328,648	13,922,630
	2 国庫補助金	1,840,595	328,648	2,169,243
歳 入 合 計		79,850,000	328,648	80,178,648

# 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		35,402,984	328,648	35,731,632
	2 児童福祉費	15,400,600	328,648	15,729,248
歳 出 合 計		79,850,000	328,648	80,178,648

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	13,593,982	328,648	13,922,630
歳入合計	79,850,000	328,648	80,178,648

## 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費	35,402,984	328,648	35,731,632
歳 出 合 計	79,850,000	328,648	80,178,648

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
328,648	0	0	0
328,648	0	0	0

## 2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	13,593,982	328,648	13,922,630
2 国庫補助金	1,840,595	328,648	2,169,243
2 民生費国庫補助金	586,689	328,648	915,337
歳 入 合 計	79,850,000	328,648	80,178,648

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 児童福祉費補 助金	328,648	13 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	328,648

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
3 民生費	35,402,984	328,648	35,731,632		
2 児童福祉費	15,400,600	328,648	15,729,248		
1 児童福祉総務費	3,821,113	2,400	3,823,513	国庫支出金	2,400
2 児童保育費	10,911,053	326,248	11,237,301	国庫支出金	326,248
歳 出 合 計	79,850,000	328,648	80,178,648		

節		金額	説 明
区 分			
3	職員手当等	2,400	10 職員給与費 2,400
	6 時間外勤務手当	2,400	
1	報酬	7,383	100 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 326,248
			1 子育て世帯生活支援特別給付金 295,000
3	職員手当等	1,524	2 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費 31,248
	17 会計年度任用職員期末手当	1,524	
4	共済費	1,373	
9	旅費	756	
	1 費用弁償	756	
11	需用費	500	
	1 消耗品費	500	
12	役務費	2,008	
	1 通信運搬費	941	
	2 広告料	600	
	3 手数料	467	
13	委託料	17,704	
19	負担金補助及び交付金	295,000	

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	1,618 (1,519)	1,290,665	5,320,127	12,707,634	2,365,619	15,073,253	
補正前	1,618 (1,517)	1,283,282	5,316,203	12,696,327	2,364,246	15,060,573	
比較	0 (2)	7,383	3,924	11,307	1,373	12,680	
職員手当 の内訳	区分	期末勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)				
	補正後	2,857,508	714,376				
	補正前	2,855,984	711,976				
	比較	1,524	2,400				

※表中( )は、短時間勤務職員について外書きしたものです。  
 ※職員数には、育児休業を取得した職員の代替として採用している任期付職員を含みます。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	給与費		合計 (千円)	備考
	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	5,124,729	11,221,571	13,421,210	
補正前	5,122,329	11,219,171	13,418,810	
比較	2,400	2,400	2,400	
職員手当 の内訳	区分	時間外勤務手当 (千円)		
	補正後	714,376		
	補正前	711,976		
	比較	2,400		

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1,460)	1,290,665	195,398	1,486,063	165,980	1,652,043	
補正前	(1,458)	1,283,282	193,874	1,477,156	164,607	1,641,763	
比較	(2)	7,383	1,524	8,907	1,373	10,280	
職員手当 の内訳	区分	期末勤勉手当 (千円)					
	補正後	195,398					
	補正前	193,874					
	比較	1,524					

※表中( )は、短時間勤務職員(常時勤務を要する職員に比し、勤務時間が短い職員)について外書きしたものです。  
 ※期末勤勉手当については、期末手当のみ支給されます。

(2) 職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
職員手当	3,924	その他の増減分 3,924	期末勤勉手当 1,524 千円 時間外勤務手当 2,400 千円	

令和5年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,354,372千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,533,020千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年5月12日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		13,922,630	1,413,425	15,336,055
	2 国庫補助金	2,169,243	1,413,425	3,582,668
19 繰入金		794,510	△63,362	731,148
	2 基金繰入金	729,446	△63,362	666,084
20 繰越金		1,000,000	3,110	1,003,110
	1 繰越金	1,000,000	3,110	1,003,110
21 諸収入		3,732,953	899	3,733,852
	5 雑入	911,421	899	912,320
22 市債		3,731,500	300	3,731,800
	1 市債	3,731,500	300	3,731,800
歳 入 合 計		80,178,648	1,354,372	81,533,020

# 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		9,356,544	15,015	9,371,559
	1 総務管理費	7,389,342	15,015	7,404,357
3 民生費		35,731,632	910,833	36,642,465
	1 社会福祉費	15,792,404	860,649	16,653,053
	2 児童福祉費	15,729,248	50,184	15,779,432
4 衛生費		9,715,635	26,717	9,742,352
	1 保健衛生費	5,499,125	26,717	5,525,842
6 農林水産業費		358,485	8,648	367,133
	1 農業費	251,512	7,350	258,862
	2 水産業費	106,973	1,298	108,271
7 商工費		1,694,901	380,000	2,074,901
	1 商工費	1,694,901	380,000	2,074,901
8 土木費		7,085,819	9,813	7,095,632
	2 道路橋りょう費	1,730,734	1,331	1,732,065
	4 都市計画費	3,984,833	8,482	3,993,315
10 教育費		6,366,865	3,346	6,370,211
	4 学校給食費	637,576	2,978	640,554
	5 社会教育費	1,800,853	368	1,801,221
歳 出 合 計		80,178,648	1,354,372	81,533,020

## 第 2 表 地 方 債 補 正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
浜 園 橋 橋 り よ う 整 備 事 業	86,300	86,600
計	3,731,500	3,731,800

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	13,922,630	1,413,425	15,336,055
19 繰入金	794,510	△63,362	731,148
20 繰越金	1,000,000	3,110	1,003,110
21 諸収入	3,732,953	899	3,733,852
22 市債	3,731,500	300	3,731,800
歳入合計	80,178,648	1,354,372	81,533,020

## 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	9,356,544	15,015	9,371,559
3 民生費	35,731,632	910,833	36,642,465
4 衛生費	9,715,635	26,717	9,742,352
6 農林水産業費	358,485	8,648	367,133
7 商工費	1,694,901	380,000	2,074,901
8 土木費	7,085,819	9,813	7,095,632
10 教育費	6,366,865	3,346	6,370,211
歳 出 合 計	80,178,648	1,354,372	81,533,020

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	補定	財	源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
15,895	0	0	△880
914,817	0	0	△3,984
26,717	0	0	0
8,648	0	0	0
380,000	0	0	0
8,482	300	899	132
58,866	0	0	△55,520
1,413,425	300	899	△60,252

## 2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	13,922,630	1,413,425	15,336,055
2 国庫補助金	2,169,243	1,413,425	3,582,668
1 総務費国庫補助金	273,168	15,895	289,063
2 民生費国庫補助金	915,337	914,817	1,830,154
3 衛生費国庫補助金	150,631	26,717	177,348
4 農林水産業費国庫補助金	8,500	8,648	17,148
5 土木費国庫補助金	585,339	8,482	593,821
6 教育費国庫補助金	236,268	58,866	295,134
8 商工費国庫補助金	0	380,000	380,000
19 繰入金	794,510	△63,362	731,148
2 基金繰入金	729,446	△63,362	666,084
2 財政調整基金繰入金	211,561	△63,362	148,199
20 繰越金	1,000,000	3,110	1,003,110

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1 総務管理費補助金		15,015	5 マイナンバーカード交付事務費補助金	15,015
3 地方創生臨時交付金		880	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	880
4 地方創生臨時交付金		914,817	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	914,817
3 地方創生臨時交付金		26,717	2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	26,717
2 地方創生臨時交付金		8,648	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	8,648
6 地方創生臨時交付金		8,482	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	8,482
5 地方創生臨時交付金		58,866	2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	58,866
1 地方創生臨時交付金		380,000	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	380,000
1 財政調整基金繰入金		△63,362	1 財政調整基金繰入金	△63,362

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	繰越金	1,000,000	3,110	1,003,110
	1 繰越金	1,000,000	3,110	1,003,110
21	諸収入	3,732,953	899	3,733,852
	5 雑入	911,421	899	912,320
	2 雑入	909,357	899	910,256
22	市債	3,731,500	300	3,731,800
	1 市債	3,731,500	300	3,731,800
	6 土木債	1,279,400	300	1,279,700
歳 入 合 計		80,178,648	1,354,372	81,533,020

(単位 千円)

節		区 分	金 額	説 明	
		1 前年度繰越金	3,110	1 前年度繰越金	3,110
		7 土木費雑入	899	8 浜園橋橋りょう整備負担金	899
		1 道路橋りょう 債	300	13 浜園橋橋りょう整備事業債	300

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	9,356,544	15,015	9,371,559		
1 総務管理費	7,389,342	15,015	7,404,357		
7 企画費	908,037	15,015	923,052	国庫支出金	15,015
15 多様性社会推進費	22,259	0	22,259	国庫支出金	880
				一般財源	△880
3 民生費	35,731,632	910,833	36,642,465		
1 社会福祉費	15,792,404	860,649	16,653,053		
1 社会福祉総務費	5,395,903	848,919	6,244,822	国庫支出金	848,919

(単位 千円)

節		金額	説明	金額
区分				
13 委託料		15,015	50 情報化推進経費 1 情報化推進経費	15,015 15,015
1 報酬		3,355	10 職員給与費	4,126
			210 新型コロナウイルス感染症対策事業費	29,940
3 職員手当等		4,999	220 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費	814,853
6 時間外勤務手当		4,126	1 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金	765,000
17 会計年度任用職員期末手当		873	2 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事務費	49,853
4 共済費		729		
9 旅費		390		
1 費用弁償		390		
11 需用費		368		
1 消耗品費		368		
12 役務費		7,491		
1 通信運搬費		4,545		
3 手数料		2,946		
13 委託料		36,039		

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 障がい者福祉費	6,635,860	11,730	6,647,590	国庫支出金	11,730
2 児童福祉費	15,729,248	50,184	15,779,432		
1 児童福祉総務費	3,823,513	50,184	3,873,697	国庫支出金	50,184
4 児童福祉施設費	436,841	0	436,841	国庫支出金	3,984
				一般財源	△3,984
4 衛生費	9,715,635	26,717	9,742,352		
1 保健衛生費	5,499,125	26,717	5,525,842		
1 保健衛生総務費	3,199,333	26,717	3,226,050	国庫支出金	26,717
6 農林水産業費	358,485	8,648	367,133		

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
14	使用料及び賃借料	608	
19	負担金補助及び交付金	794,940	
19	負担金補助及び交付金	11,730	110 新型コロナウイルス感染症対策事業費 11,730
19	負担金補助及び交付金	50,184	220 新型コロナウイルス感染症対策事業費 50,184
1	報酬	258	150 新型コロナウイルス感染症対策事業費 26,717
9	旅費	15	
	1 費用弁償	15	
11	需用費	21	
	4 印刷製本費	21	
12	役務費	76	
	1 通信運搬費	76	
19	負担金補助及び交付金	26,347	

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
1 農業費	251,512	7,350	258,862		
3 農業振興費	18,818	7,350	26,168	国庫支出金	7,350
2 水産業費	106,973	1,298	108,271		
1 水産業振興費	35,648	1,298	36,946	国庫支出金	1,298
7 商工費	1,694,901	380,000	2,074,901		
1 商工費	1,694,901	380,000	2,074,901		
1 商工振興費	1,616,894	380,000	1,996,894	国庫支出金	380,000
8 土木費	7,085,819	9,813	7,095,632		
2 道路橋りょう費	1,730,734	1,331	1,732,065		
5 橋りょう新設改良費	187,879	1,331	189,210	地方債	300
				その他	899
				一般財源	132
4 都市計画費	3,984,833	8,482	3,993,315		

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
19 負担金補助及び交付金	7,350	70 新型コロナウイルス感染症対策事業費	7,350
19 負担金補助及び交付金	1,298	30 新型コロナウイルス感染症対策事業費	1,298
11 需用費	500	110 新型コロナウイルス感染症対策事業費	380,000
1 消耗品費	500		
12 役務費	1,400		
2 広告料	1,400		
13 委託料	378,000		
14 使用料及び賃借料	100		
13 委託料	1,331	10 浜園橋橋りょう整備事業費	1,331

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
1 都市計画総務費	3,262,727	8,482	3,271,209	国庫支出金	8,482
10 教育費	6,366,865	3,346	6,370,211		
4 学校給食費	637,576	2,978	640,554		
1 学校給食管理費	637,576	2,978	640,554	国庫支出金	58,498
				一般財源	△55,520
5 社会教育費	1,800,853	368	1,801,221		
5 青少年対策費	611,214	368	611,582	国庫支出金	368
歳 出 合 計	80,178,648	1,354,372	81,533,020		

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金補助及 び交付金	8,482	140 新型コロナウイルス感染症対策事業費	8,482
13 委託料	2,978	80 中学校給食施設整備事業費	2,978
19 負担金補助及 び交付金	368	80 新型コロナウイルス感染症対策事業費	368

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	1,618 (1,523)	1,294,278	5,325,126	12,716,246	2,366,348	15,082,594	
補正前	1,618 (1,519)	1,290,665	5,320,127	12,707,634	2,365,619	15,073,253	
比較	0 (4)	3,613	4,999	8,612	729	9,341	
職員手当 の内訳	区分	期末勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)				
	補正後	2,858,381	718,502				
	補正前	2,857,508	714,376				
	比較	873	4,126				

※表中( )は、短時間勤務職員について外書きしたものです。  
 ※職員数には、育児休業を取得した職員の代替として採用している任期付職員を含みます。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	給与費		合計 (千円)	備考
	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	5,128,855	11,225,697	13,425,336	
補正前	5,124,729	11,221,571	13,421,210	
比較	4,126	4,126	4,126	
職員手当 の内訳	区分	時間外勤務手当 (千円)		
	補正後	718,502		
	補正前	714,376		
	比較	4,126		

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1,464)	1,294,278	196,271	1,490,549	166,709	1,657,258	
補正前	(1,460)	1,290,665	195,398	1,486,063	165,980	1,652,043	
比較	(4)	3,613	873	4,486	729	5,215	
職員手当 の内訳	区分	期末勤勉手当 (千円)					
	補正後	196,271					
	補正前	195,398					
	比較	873					

※表中( )は、短時間勤務職員(常時勤務を要する職員に比し、勤務時間が短い職員)について外書きしたものです。  
 ※期末勤勉手当については、期末手当のみ支給されます。

(2) 職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
職員手当	4,999	その他の増減分 4,999	期末勤勉手当 873 千円 時間外勤務手当 4,126 千円	

地 方 債 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み			当 該 年 度 末	
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			現 在 高 見 込 額	未 込 額
		補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 前	補 正 後
1 普通債	37,359,654	3,141,500	300	3,141,800	37,356,267	37,356,567
(7) 土 木	8,477,851	1,128,200	300	1,128,500	8,902,339	8,902,639
合 計	62,879,511	3,731,500	300	3,731,800	61,000,217	61,000,517

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中「ちがさき男女共同参画推進プラン協議会」を「茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画協議会」に、「ちがさき男女共同参画推進プランに」を「茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「ちがさき男女共同参画推進プラン協議会委員」を「ジェンダー平等推進計画協議会委員」に改める。

令和5年5月12日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、ちがさき男女共同参画推進プランの名称の変更に伴い、ちがさき男女共同参画推進プラン協議会の名称を改めるため提案する。

固定資産評価員の選任について

次の者を茅ヶ崎市固定資産評価員に選任したいので同意されたい。

令和5年5月12日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (略)  
氏 名 中山 早 恵 子  
生年月日 (略)

提案理由

本案は、令和5年4月1日付け組織改正に伴い、その後任者を選任するため、地方税法第404条第2項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

中 山 早 恵 子  
(略)

経 歴

(以下略)

参 考

地 方 税 法 抜 粹

(固定資産評価員の設置)

第404条

1 略

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

(第3項以下省略)

専決処分の報告について

次のとおり令和5年3月27日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年5月12日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金5,900円
- 2 損害賠償の相手方 茅ヶ崎市
- 3 損害賠償の理由

職員の令和5年1月分市県民税（特別徴収）支払いに遅延が生じたことにより、当月分税額30,012,000円に対する、地方税法にて定める延滞金を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和5年3月27日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年5月12日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金1,400円
- 2 損害賠償の相手方 藤沢市
- 3 損害賠償の理由

職員の令和5年1月分市県民税（特別徴収）支払いに遅延が生じたことにより、当月分税額7,343,100円に対する、地方税法にて定める延滞金を賠償したものです。

。

専決処分の報告について

次のとおり令和5年4月18日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年5月12日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金13,200円
- 2 損害賠償の相手方 市内所在の法人
- 3 損害賠償の理由

令和5年2月20日午前9時25分頃、円蔵二丁目14番12号において、安全対策課職員が運転する軽自動車地下駐車場に進入した際、駐車場通路の天井に備えられた火災報知機のセンサーに接触し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。